

## 「第5回宮城県子ども・子育て会議」会議録要旨

日 時：平成27年2月20日（金） 午後2時45分から午後4時15分まで  
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室  
出席者：足立智昭会長，君島昌志副会長，池川尚美委員，奥村秀定委員，  
紺野満理子委員，佐藤淳一委員，清野正信委員，高野幸子委員，  
中野みゆき委員

## 1 開会

司会（子育て支援課 江間副参事兼課長補佐）

- 本日，所用のため，阿部委員，五十嵐委員，小林委員，佐々木委員，高崎委員，高山委員，村山委員，若生委員が欠席されておりまして，委員数17名に対し，9名の出席をいただいております。半数以上の御出席をいただいておりますので，子ども・子育て会議条例第4条第2項の規定によりまして，本日の会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

## 2 挨拶

伊東保健福祉部長

- 東日本大震災の発生から，もうすぐ4年になろうとしております。  
被災地では，今なお，多くの方々が応急仮設住宅での生活を余儀なくされておりますが，順次，災害公営住宅への入居が本格化していく時期を迎えているところでございます。  
これまで被災した子どもやその親などに対しましては，それぞれの事情に応じた多様な支援を行ってまいりましたが，親を亡くした子どもへの経済的支援，あるいは被災した子どもの心のケアなどにつきましては，まだまだ支援が必要であり，長期的な取組が必要であると考えております。今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。
- 昨年「日本創生会議」が公表した「消滅可能性自治体リスト」を契機に，政府においても人口減少対策の機運が高まりまして，政府内に「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ，地方創生を内閣の最重要課題に掲げており，今後，国・地方が一丸となって，「東京一極集中の是正」，「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」，「地域の特性に即した地域課題の解決」に取り組むこととしております。  
その中で，若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるための「子ども・子育て支援の充実」といたしまして，「待機児童の解消」，「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携しての実施」など「子ども・子育て支援の充実」を掲げております。今年4月に施行される「子ども・子育て支援新制度」の着実な推進が大変重要になっております。
- 「子ども・子育て支援新制度」につきましては，平成24年8月に成立した子ども・子育て関連三法に基づき，国・県・市町村が連携しながら，準備を進めてまいりました。

国の平成27年度予算編成においても、約5,000億円の財源が確保されまして、本年4月から予定どおり施行されることが決定いたしました。

本日の御意見等をもとに修正した案をもって、県次世代育成支援・少子化対策推進本部に諮り、計画を策定するということとなります。4月からの施行後も本計画が実のあるものとなるよう引き続き皆様に御意見等をいただきながら、より良い制度を構築してまいりたいと考えております。

### 3 説明事項

#### (1) 「みやぎ子ども・子育て幸福計画（仮称）第Ⅰ期〈別冊〉（最終案）について」

事務局より資料1-3を使用して説明

##### ○ 始めに、(1)の「認定こども園の目標設置数及び設置時期」について御説明いたします。

前回の会議でお示ししましたとおり、本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づき、設定区域ごとの目標設置数及び設置時期を記載することとなっております。

目標設置数につきましては、基本的に各市町村による意向調査の結果等に基づき、計画最終年度までに認定こども園に移行する予定又は移行する方向で検討している施設数の合計としております。

しかしながら、昨年度市町村が実施した住民に対する利用意向調査の結果では、概ね全ての市町村において、認定こども園の利用希望があり、今後の利用希望が見込まれることから、計画最終年度までに「各区域に最低1箇所以上設置されること」を目標に掲げることとしております。

なお、県全域の設置目標は124箇所となっております。

##### ○ 次に、(2)の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保」について御説明いたします。

こちらの表につきましては、「3～5歳」と「0～2歳」の年齢別、「仙台区域以外」と「仙台区域」の区域別に記載しているものでございます。

全体的な傾向といたしましては、下の棒グラフにありますとおり、量の見込みは平成29年度にピークを迎え、平成30年度以降は徐々に減少傾向となる見込みとなっております。

また、過不足欄を御覧いただくと、不足が生じていますのは、「0～2歳」の「仙台区域以外」の平成27年度のみとなっておりますが、こちらの表につきましては、設定区域や認定区分毎に区分せず、積み上げた数値となっておりますので、下の※印にありますとおり、過不足欄が正数でありましても、区域毎の量の見込みと確保方策を比較した場合には、不足が生じている区域もございます。

なお、設定区域毎、認定区分毎の数値につきましては、資料1-1の14ページから48ページにかけて記載されておりますが、全ての区域において、平成29年度末には待機児童が解消される見込みとなっております。

後ほど御覧いただければと思います。

- 次に、(3)の「幼児期の学校教育・保育に係る人材の確保」について御説明いたします。
- 各市町村の量の見込みや提供体制の確保の内容、過去の実績等を踏まえて算出したものでございます。
- ＜提供体制の確保のために必要となる人数＞としましては、職種毎に必要なとなる人数の総数となります。
- 職種毎に7行に分けて記載しておりますが、上の3行は教育・保育施設に従事する者、下の4行は地域型保育事業に従事する者となっております。
- 全体といたしましては、先ほど御説明いたしました量の見込みと同様に、平成29年度まで増加し、平成30年度以降は徐々に減少する見込みとなっております。
- なお、下の枠内にありますとおり、既存の保育所又は幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、移行前は保育士又は幼稚園教諭、移行後は保育教諭として＜提供体制の確保のために必要となる人数＞に計上していますことから、幼保連携型認定こども園の普及に伴い、保育士及び幼稚園教諭の必要人数が減少し、保育教諭の必要人数が増加する見込みとなっております。
- 人材の確保につきましては、保育士人材バンクの活用や保育士の処遇改善などにより確保していくこととしております。

足立会長

- ただいま事務局から説明事項(1)「みやぎ子ども・子育て幸福計画(仮称)第I期<別冊>(最終案)について」の説明がありました。
- 始めに、事前に各委員から寄せられた御質問や御意見に対する事務局からの説明をお願いします。

事務局

- 池川委員の御意見、御質問について回答いたします。
- 「(1)放課後児童健全育成事業の補助金は、新制度の施行により間接補助から直接補助になるが、県の補助金は、今年度まで国が示している補助金の基準額より何割か低い額だったと聞いている。新制度施行に向け、各市町村では、質量ともに向上するよう予算化しているものと思われるが、来年度は、市町村が国に申請する額と同額を県から補助されると考えてよいのか。」との御質問がございました。
- 放課後児童クラブに対する補助については、県の財政事情から、今年度までは、国の基準を下回る補助額となっております。
- 来年度につきましては、地域の実情に応じた子ども・子育て支援についても充実を図っていくという、新制度の趣旨を踏まえまして、国の基準に沿った補助額とする方向で考えております。
- 次に、「(2)放課後児童支援員認定研修について、現時点で新年度に必要な指導員数が確保できていない市町村がかなり多く、認定研修受講のための代替え指導員の確保は大きな課

題のようである。また、5年間で全員受講する想定のため、受講する指導員の優先順位をどうするかも課題である。本務への支障を最小限に抑え、より多くの指導員の受講が可能となるよう、開催地をできる限り増やす、午前中に受講が可能な「3時間×8日間」の実施とする、あるいは日曜日に開講するなど、各市町村の実情を把握した上で、実施計画が再検討されることを望む。」との御意見がございました。

- 放課後児童支援員の認定研修につきましては、前回の会議で御説明いたしましたとおり、来年度は、1箇所当たり100名程度の定員といたしまして、県内5箇所で開催する予定としております。

県といたしましても、研修受講による、事業者や受講者の負担に配慮し、県内5箇所で開催といたしました。研修につきましては、外部に委託する方向で考えておりますので、可能な限り、放課後児童クラブの運営への支障が少なくなるよう、研修の実施方法を委託先と調整してまいります。また、来年度から新たに実施する研修ですので、研修の受講状況など、実態の把握に努めまして、必要な改善を図っていきたいと考えております。

- 続きまして、紺野委員からの御質問に対しまして回答いたします。
- 「子育て支援の予算について、消費税率の引き上げが先送りされたことに伴い、10%への増税までの間、財源の目途が立っていないことなどを新聞で目にしている。予算がはっきりしない中で様々な支援策が出されているが、予算配分、事業の選択の際、どのような基準でなされるものなのか。」との御質問がございました。
- 平成27年1月23日に公布されました「子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令」により、正式に平成27年4月から施行されることが決定するとともに、その財源として約5,100億円が確保されました。

消費税率の引き上げの先送りによりまして、税収が目減りすることになりますが、「子ども・子育て支援新制度」には優先的に配分されまして、当初、その増収分から充当される「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理されていた、量的拡充及び質の改善事項は全て実施されることとなりましたので、消費税率の引き上げの先送りによる影響はないと考えております。

なお、量的拡充及び質の改善事項に係る所要額は、施設の整備等により年々増加していく見込みでございますので、その過渡期である平成27年度の財源としては、約5,100億円となっております。

足立会長

- まずは、事前の御意見、御質問に対する説明がありましたが、池川委員いかがでしょうか。

池川委員

- 補助金に関しましては、各市町村が不安に感じているような話をお聞きすることが多かったのですが、きっと安心されると思っております。また、認定研修につきましても、柔軟な対応をしていただきたいと思いますし、それと同時に、内容についても、国が詳しいシラバスは出していないようですが、きっちりと研修ができる場所に委託してほしいと思いま

す。

その認定研修を委託する場合、どういう基準で委託先を選定されていかれるのでしょうか。

足立会長

○ その辺りはいかがでしょうか。

事務局

○ 認定研修につきましては、国から基準が示されておりますので、そちらの基準で実施できるところをきちんと審査いたしまして、委託したいと考えております。

紺野委員

○ 先日、国で認定こども園の補助金を増やすということや、保育士の給与を3%アップするということが書かれていたのですが、県でもその方向で予算を取るということなのですか。

事務局

○ 認定こども園につきましては、幼保連携型認定こども園については、施設長が1人分となっており、従来の幼稚園と保育所の2人分の人件費に比べて収入が減ることが課題となっておりましたが、5年間の経過措置で、施設長1人分加算することになり、また、保育士等の処遇改善につきましても、当初の予定どおり3%増となりましたので、県といたしましては、必要な額の予算を確保しております。

足立会長

○ その他の委員は意見等ありますでしょうか。

奥村委員

○ これから保育需要が増えてきますし、待機児童解消ということで、保育士が不足してくることが十分予想されます。

先ほどの説明ですと、保育士人材バンクを通じて、現在働いていない潜在保育士を活用していくということだったのですが、保育士を養成機関で需要に見合う養成ができているかが一番大事だと思います。それと並行して潜在的な保育士を活用していくことが大事だと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

事務局

○ 現在の状況といたしましては、資格者が少ないという認識はそれほど持っておりません。どちらかというと、処遇でなかなか条件に合わないということで保育士不足が発生していると考えております。新制度で処遇改善が図られますので、当面は保育士人材バンクを活用いたしまして、潜在的保育士の雇用につなげていきたいと考えております。

奥村委員

- 例えば、養成機関を卒業して保育士にならないのは、給料など待遇が悪いからと考えてよろしいでしょうか。

高野委員

- これは行政だけの問題じゃなくて、運営する法人の問題でもあると思うのです。

圧倒的に処遇が悪いのは事実です。3%上がると言われてはいますが、まだ確実にこれぐらいという提示はされていません。期待はしていますが、実際、お金を手にするまで信用していません。

今の保育士の基本給は、短大や専門学校だと14万円から15万円、大学を出ると16万円から18万円です。今、公立保育所をどんどん減らしているのだから、あまり公立の保育士になるチャンスは少なくなってきていて、民間の保育所がどんどん増えていますので、民間に行くのですが、公立と私立の保育士は、初任給でも2万円以上の違いがあります。専門学校や短大を出た保育士は税金なども考えると、初任給で13万円くらいというのが普通です。

先ほど話がありましたが、需要と供給のバランスが取れるくらい養成校から出ています。しかし、せっかく養成校を出ても保育所に来ない。その一番の原因は処遇が悪く、別の職業に就いた方がいいというところにあるのです。時間給にすると800円から850円くらいにしかならない。他の職業に就くと1,000円から1,200円くらいもらえます。おんぶして抱っこして、お母さんたちから文句を言われながらやるというのが、今の学生には合わない。だから、せめて処遇を改善してもらいたいと思います。

- 潜在的な保育士の掘り起こしのため、宮城県保育協議会で保育士人材バンクをやっていますが大変厳しいです。自分が辞めたときと今の現場環境がほとんど変わっていないのであれば、別のパートや仕事に就いた方が良いという人や、子どもが幼稚園や小学校から帰ってくるまでの9時から15時までしか働けないなど、現場で欲しいという保育士と働きたいという保育士がうまく合わないという課題があります。職員が大変苦勞して、ハローワークなどと協力しながら進めていますが、応募者がゼロだったということもあります。先日は石巻が1人、仙南がゼロという状態です。

- 介護士も大変だと言いますが、保育士は介護士より給料が安い上に、子育てを昔のようにお母さんたちとゆったりと共育でできる環境がありません。地域の子や在園児などのお母さんたちが子育てできない部分の負担を保育士が抱えています。

- 養成校の問題もあると思います。現場に立つと本当に大丈夫なのかという人もいて、学生と違う現実の厳しさから1か月、3か月で辞めていく保育士がいます。施設1か所に1人ぐらいはいるはずですが。

しかし、養成校は子どもが少ないことから、学生をどんどん入れたいわけです。現場は環境が厳しくなってきたことから、より優秀な保育士が欲しいとなると、これまた難しい状況になっていきます。県に仲介してもらい、養成校と宮城県保育協議会の話し合いなどもしていますが、今のところはお互いに言いたいことを言い合っている状態ですので、もう少し建設的に現場と養成校の話ができればいいと思っています。

#### 足立会長

- 保育士養成校の話がありましたが、本学の場合は資格を取った9割は保育現場に出ています。それでも辞める人が多いという問題があります。今の学生で言いますと、精神的なストレスや、責任が重いわけですが、そういった保育士に対するケアや、学生時代の教育というのが大事だと感じています。

#### 君島副会長

- 東北福祉大学では、1学年で150人ほどの保育士を養成しているのですが、就職に関しては、恐らく宮城県内の養成校の中では、県外に就職する学生が一番多いところかと思えます。東京が多いのですが、2割程度の学生が関東地方の保育所や幼稚園、あるいは施設に就職しています。6割程度が宮城県内に就職します。

6割の学生が元々宮城県民かということではなく、東北6県から来ていますので、実家のある県に帰らずに宮城県内に就職している学生も多く、宮城県内の保育士は比較的に多いです。山形、福島あたりは戻ったりしますが、北東北の青森、岩手、秋田にはなかなか帰りません。

給与の面に関しては、首都圏に就職する学生が採用されたところの求人票をコピーしてもらおうのですが、やはり初任給が高めになっています。だいたい平均すると19万円程度で、20万円を超えるところもあります。それに対し、東北6県ですと16万円ぐらいのところが多く、3万円ぐらいの違いがあります。首都圏ですと物価が高かったりするのですが、車を持たずに生活できるので、それほど物価の影響は大きくありません。求人が多く来ていることもあります。多くの学生が首都圏に就職します。

研修制度が充実していることなどを理由に、学生が大きな法人のところ就職する傾向があります。研修で力をつけて、また東北に戻りたいという学生が首都圏を目指す傾向にあります。それは保育士に限った話ではなく、本学は看護師も養成していますが、卒業と同時にほとんどが大病院に就職します。我々が風邪を引いて診察に行くようなクリニックのようなところには就職せずに大病院へ就職するのと同じような傾向にあり、できるだけ大きなところで学びをしたいということで首都圏に向かう学生が多いのかと思います。

#### 池川委員

- 放課後児童健全育成事業について、4月から新しい制度が始まりますので質問させていただきますが、今度の制度で届け出をして、それぞれの市町村の基準に見合ったものであれば事業が開始できると聞いています。認定こども園などについては、見込み数の調査やそれによる数の調整があるようですが、放課後児童クラブに関しては、何かそのような調整というのはあるのでしょうか。届け出をすれば事業者として認められるのでしょうか。また、国、県の補助金が1/3ずつとなっていますが、同じように届け出をした事業者にも行くのでしょうか。
- さらに、市町村の基準条例は国の基準どおりというところが結構多いと思いますが、時間のないところで決まった条例であり、具体的な運営について、国のガイドラインも示されていない中で、市町村でしっかり押さえられているのでしょうか。次世代育成支援対策地域協

議会の中でも、宿題をやる、やらないという話がありましたが、その具体的などころまでどうやって質を担保していくのかというところに不安を感じていますので、届け出をすれば事業者になれるというところをもう少し説明していただきたいと思います。

#### 事務局

○ まず、需給調整について、保育所の場合であれば、供給量が需要量を上回った場合に認可しないことができるということが新制度に追加されております。放課後児童クラブはそういったものではなく、基本的に届け出となりますので、基準に合致していれば届け出で事業を開始することができます。

次に、補助金について、放課後児童クラブは、新制度の地域子ども・子育て支援事業の1つになっておりますので、運営費につきましては、国、県、市町村それぞれ1/3ずつ負担することになっております。届け出を行って運営した事業者には補助されます。

○ さらに、質の確保という点で基準があるのかということについて、もともと放課後児童クラブはガイドラインがありましたが、それはあくまでガイドラインであって基準ではありませんでした。新制度では最低基準ができましたので、最低基準を満たした上で届け出をすることになります。また、国において現在のガイドラインを年度内に改正する予定となっております。新制度での実施主体である市町村は、ガイドラインに沿って指導などを行っていくことで質を確保していくこととなります。

#### 池川委員

○ これから新しい制度が始まってどのようにしていくのか、事業者も市町村も不安があると思います。実際に始まったときにそれが良い方向で競争されていくと良いと思っているのですが、今でも人材確保ができないという中で、継ぎ接ぎの支援員でやっていくような民間事業者が出てきて、言葉は悪いですが、宿題も全部やって終わらせませうとか、親にとって見映えの良いサービスなど、いろいろなものが出てくる可能性も有るのかと思います。

首都圏ですと、既に英会話教室であるとか、フィットネスクラブであるとか、学童保育という名の看板を掲げてやっていますので、宮城県でもそうなる可能性が高いのかと思っております。

生活の場であるということがなかなかわかりにくいものなので、国もガイドラインを改定して基準というものがあるので、ある程度のもは揃えられると思うのですが、実際に運営していく中できちんと行われているか、何らかの評価というものが必要になるのかと思います。国の基準にはあくまでも自己評価、事業者の自己評価とありますが、何か客観的に、外から見ての評価というものがあってもいいのではないかと考えております。

現在、埼玉県は独自の基準を持っていて市町村毎に評価したものを、全て県のホームページに掲載して質をある程度揃えていくということをしています。新制度後も同じようにされるのかと思うのですが、何か宮城県として、全体を引き上げていく方策を考えていただきたいと思います。

例えば、女川町を例に挙げて恐縮なのですが、小さな女川町でどんどん人口が減っていて、1クラブしかないのに対して、1市6町が合併した隣の石巻市ではかなりのクラブ数があり



ます。自治体の規模も、放課後児童クラブ数も全く違う中で、同じように質を上げていくというのは、なかなか難しいと思いますので、もう少し県で引っ張ってくれるようになるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

#### 紺野委員

- 池川委員の意見に関連して、保育園等の施設が増えていけばいくほど、たぶん質の低下というのが問題になってくると思います。それから放課後児童クラブは6年生まで拡充されていますので、やはり職員の質の問題というのが絶対出てくると思います。そのときに質の問題に関しては実際の現場で何もされていません。外部評価もありません。何かをしているところは本当にごく僅かと聞いています。

私も池川委員と同じように外部の評価制度は統一されたものが必要であると考えています。また、以前に一度お聞きしましたが、企業の参入に関してはどのように考えているのか、公のものでは賄えない部分が出てきて、どんどん企業が参入して事業をやっているのですが、県はそういう参入しやすい制度を考えていられるのでしょうか。

#### 足立会長

- 2つの御質問、御意見がありました。どのように質を担保するのか、評価するのかというところと、企業の参入ということですが、これらについてはいかがでしょうか。

#### 事務局

- 質の確保について、事業自体は市町村事業となりますが、支援員の認定研修は県で行いますので、そういった意味での質の確保というところは県でも研修を充実することで取り組んでまいりたいと考えております。

企業の参入については、特に企業は参入できないというのはございませんので、基準を満たせば市町村に届け出をして放課後児童クラブができます。今後そういった企業の参入も増えてくるのではないかと考えております。

#### 高野委員

- 保育所の質の問題も言われていますが、これはかなり大きな問題となっています。今、急激に保育所が増えていきますし、例えば、小規模保育事業は仙台だけで2年間で50か所くらい増えますが、それは本来無認可なのですが、4月からは認可となります。小規模保育事業に従事する保育支援員は資格が無くても保育に従事できるのですが、私たちは反対していません。先日、国の方向性というものをファックスでもらいましたが、保育支援員は保育所では従事させず、小規模保育事業、保育ママ、企業内、院内など、そういうところに保育支援員に従事させています。さらに、法人がどんどん参入してきています。保育所をやってくれるならどこでもいい、とりあえず待機児童を解消したいという中で、質を確保することは大変です。

私は、県の現任保育士研修の担当を十数年やらせてもらっていますが、この時代に保育所でミルクを2人並ばせて両手に哺乳瓶を持って飲ませているのです。0歳児は3対1ですか

ら、もう1人はどうするかというと、寝せておいてバスタオルなどで調整しながら寝ている子どもにうまくバランスを取って一斉に飲ませています。牛や馬であれば一斉に餌をあげてもいいのですが、なぜ人の子が9時なら9時に一斉にミルクを飲ませなければならないのでしょうか。そういう保育所がまだまだあります。例えば、ここの保育所は9時にミルクを飲ませるといって、親は自分の子どもに逆算して6時に飲ませていかなければいけないと、そんな馬鹿な保育所がまだまだあるのです。さらに、うちの子はおしっこが近いですからおむつを取り替えてくださいと言うと、時間にしか取り替えませんというところもあります。それでもちゃんと認可してやっています。私は子どもが育つ場ではないと声を大きくして言っていますが、質は下がっていきます。

- それから、先ほども言いましたが、認可された保育所で社会福祉法人と名乗りながら保育所を作るためにお金を残すのです。残して次の保育所を作ります。そうするとその保育士の給料はすごく悪い。何で残さなければならないのか。それは行政にとってみれば、保育所を作ってくれるために残すお金だからありがたいと言いますが、そんなことはありません。

社会福祉法人の体質も変えないといけないと思います。保育所が足りないからどんどん作ることが行政にとってはいいかもしれないが、そこで働く保育士は年間500万円とか、1,000万円とか残されたらたまったものではないです。何が減らせるかと言えば人件費しか減らせないのです。だから、県も監査のときにしっかりと、本当はお金があるのになぜ保育士の給料が手取り13万円しかもらえないのかということを考えてもらいたい。

今、国では社会福祉法人はお金をいっぱい持っているから出させようというわけです。それを出し終わったら国が考えますと言われますが、うちみたいにさっぱり無いところはそういうことをされると困るわけです。

やはり実態はどうなのかと、国、県、市が悪いで話が終わってしまうと困るので、やはり今の社会福祉法人の体質というのも考えていかないと、社会福祉法人がお金をいっぱい持っていて、お金を残して何に使うとといえば、次の保育所を作ります。また、場所が増えれば、1か所500万円貯めるとして、5か所あれば2,500万円貯まるわけだから、それを元にまた保育所を作ります。増やしていく人たちの中には児童福祉施設の保育所を作るという意識は無く、事業拡大という意識です。私は児童福祉施設なのだから事業拡大は無いだろうと思っていますが、「先生はそういうお考えだから」と言われて終わってしまいます。そういうところも県として少し注目して改善してもらわないといけないと思います。

予算が増えても保育士の処遇改善に回さないで、2年後には別の保育所を作っていたり、毎年保育所を作っていたりするところもあります。でも、保育所が増えるのは行政にとっては大変嬉しいですと聞いてもらえない。そこにいる職員と子どもがどういう保育を受けて、どういう働き方をしているのかというのはなかなか世の中に出ない。今、保育所が足りないから待機児童がいて、行政にとっては保育所をいっぱい作ってくれるのは嬉しいのかもしれないが、その実態を知らなすぎます。だから、県はそういう根本的なところに着目してもらわないと、また5年後も変わっていないと思います。

私は行政がというよりも、自分たち法人がどうしていくのかということを考えていかないといけないと思っています。社会福祉法人はお金を貯めるところではないです。1円だって貯めてはいけません。でも、それを貯めて保育所で給料もさっぱり払わないで、処遇改善もし

ないで、文句あるなら辞めれば良いというのはだめです。そういう実態も県であれば把握できると思います。

旦那さんが理事長、奥さんが園長、息子が事務局長というようなところや、兄弟とかいうところなど、それを全て悪いとは言いませんが、そういうところにも問題はないのかとしっかり見ていただきたいと思います。

- 先ほど話が出ましたが質は落ちています。動物を育てていて人を育てていません。だから、皆が本気になって考えていかないと子どもが危ない状況です。

親は7時から20時まで働いて、いつ子どもを見るのですか。今、いろいろな問題が出ています。中学生、高校生になって問題になっているのではなくて、子どもが生まれたときから少しずつ積み重なっていったものです。それは本来、親の愛情や見守り、注意などで自然とみんな持っていても消えていくものが、見過ごされて大きな芽になるわけです。だから、親が7時から20時まで預けなければならないという今の就労を、要するにお母さんたちの就労時間というのも考えていかないと、もっともっと多くなると思います。

保育所の園長をやっているながらおかしいのですが親に言うのです。本来は子育てしながら働いて、それを社会が支えなければならない。今は働きながら子育てをしていて、子どももわからない。それから、子どもがつまづきがあって、今、ここで子どもに手を掛けなければならないというときがあっても親は仕事優先なのです。私は最近嫌な顔をされても、「子どもが育つ時期に親が手を掛けないでどうするのか、子どもに向かうよりも大事な仕事はあるのですか、お母さん、お父さん」と言うのです。だから、そのところをきめ細かく行政が、現場や今の子どもたちがどうなのかという辺りを考えていただけるような子どもの計画になるよう、一人一人がそのことを意識していかないと、10年後にはいろいろな問題が出てくるだろうと思っています。

#### 足立会長

- ただいま放課後児童クラブにおける質の問題、保育所における質の問題というのが出てまいりました。例えば、保育所ですと、保育指針の中に保育所は自己評価をしなければならないという事項があって、かつ、それを公表しなければならないということが書かれています。そういったことを行政としてチェックできるかというのが重要な課題かと思っています。

私自身も保育現場を回らせていただいている立場ですが、非常にはっきりしているのが、県が様々なテーマでやる研修であるとか、保育所自体で組まれる研修というのがあります。そういう研修にたくさん出ている園、保育所というのはやはり質が高いです。そういう意味で保育の質を担保する指標というのがあると思いますので、是非ご検討いただきたいと思っています。

- また、家族機能が低下しているという非常に深刻な問題、これは特に沿岸部においてはなお大きな問題になっているかと思っています。子育て支援課は、これらの問題に対して是非答えていただきたいと思っています。

#### 紺野委員

- 学校現場は教員自身が自己評価、親からの評価、最後に学校教育委員と、第三者委員会と

いう形での三本立ての評価があります。そういう三本立ての評価制度は絶対必要と感じました。そうすることで、そこで働いている職員もやはり外部の目にさらされるということはなかなか大変なことなので、しっかり施設自体に対しての目も向いてくるであろうし、やはり評価制度というものを何らかの形で取り入れていくことが、子どもたちにとって本当に良い答えになると感じました。

足立会長

○ 他の御意見、御質問が無ければ、次の議題に移ります。

## (2) その他（地方創生について）

事務局より資料2-1、2-2、2-3を使用して説明

千葉震災復興政策課長

○ 国では昨年9月に地方創生の取組を本格化いたしまして、昨年12月27日に国として長期ビジョンというもの、総合戦略というものを設定いたしました。その動きを受けまして宮城県としても総合戦略の策定という作業に着手しております。本日、資料2-1、2-2、2-3を使いまして、宮城県の地方創生の取組について御説明させていただきますが、これは1月30日に宮城県総合計画審議会というところで、この地方創生について議論をしていただくことになっておりますが、その席で説明したものと同一資料となっております。

### 【資料2-1 地方創生の概要について】

(まち・ひと・しごと創生法案の概要)

○ 4ページを御覧ください。昨年11月に成立いたしました「まち・ひと・しごと創生法」について御説明いたします。まず、法律の目的ですが、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。」とされております。

箱囲みの中の※印のところにもありますように、「まち・ひと・しごと創生」とは、国民一人ひとりが夢や希望をもち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会を形成すること、地域社会を担う個性豊かで多様な人材について、確保を図ること及び地域における魅力ある多様な就業の機会を創出することの一体的な推進を図ることであり、「地方創生」と同義であるとされております。

○ 基本理念は中段にありますとおりでございます。下段にありますように、国における、地方創生を進める推進主体として、「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されております。

また、国の基本となる戦略といたしまして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が第8条に位置づけられており、昨年12月27日に決定されております。その右側でございますが、都道府県と、市町村の「総合戦略」の策定が努力義務とされております。

(地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開)

- 6 ページを御覧ください。地方創生の基本的な構図でございます。国では、「長期ビジョン」と、「総合戦略」を閣議決定しておりますが、「長期ビジョン」は、2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示しているものでございます。
- 国の「総合戦略」については、2015年度から2019年度（5か年）の政策目標・施策が策定されており、これらを受け、地方では「地方人口ビジョン」を策定し、それを実現する道筋を示す「地方版総合戦略」の策定についても法律上、努力義務となっているということでございます。

中段から下についてでございますが、国は、都道府県や市町村の地方創生に関する取り組みを支援するため「情報支援」、「財政支援」、「人的支援」を用意しております。まず、「情報支援」は、国が開発をいたしますビックデータを活用した「地域経済分析システム」が今後地方側に提供されることになっております。

- 「人的支援」は、5万人以下の小規模な自治体に、国の職員が、副市長、副町長などとして派遣される「地方創生人材支援制度」と、市町村等の要望に応じて、各地域に愛着・関心を持つ、意欲ある国の職員を相談窓口として選任する「地方創生コンシェルジュ制度」が設けられております。
- 「財政支援」は、緊急的取り組みとして、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」という新たな交付金が経済対策の一環で措置されたところであり、そのうち「地方創生先行型」として全国で1,700億円が用意されております。これは、今年度の補正予算でございますが、平成27年度まで活用できる財源となっており、平成28年度以降は地方創生の新たな交付金が用意されるとの方向性が示されております。

(まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像)

- 7 ページを御覧ください。「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像ですが、左から御覧ください。国の「長期ビジョン」は、50年程度を見越した中長期的な展望として策定をされております。人口減少問題の克服などについて記載されており、それを受ける形の「総合戦略」では、4つの基本目標を定めております。
- 「地方における安定した雇用を創出する」では、2020年までに、地方において若年雇用者数を30万人創出することや、女性の就業率を高めること、「地方への新しいひとの流れをつくる」では、現状で東京圏への転入超過が10万人となっているところを、地方から東京圏への転入超過を6万人減少させ、東京圏から地方への転出を4万人増やすことが、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」では、第1子出産前後の女性継続就業率など設定されているところです。

資料の右側には、具体的にその目標値を達成するために、何をするのかという「主な施策」が示されております。

(まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」が目指す将来の方向)

- 8 ページを御覧ください。まち・ひと・しごと創生長期ビジョンが目指す将来の方向ですが、人口減少問題に対する基本認識があり、国全体として2008年から人口減少となったこと、人口減少は地方から始まり、都市部に広がっていくこと、人口減少は、経済社会に対

して大きな重荷になること、東京圏への人口集中が日本全体の人口減少に結びついていることなどが指摘されております。

そして、今後、どうすればいいのかといった基本的視点として3点が示されております。

- 一つ目の「『東京一極集中』の是正」については、東京圏などの都市部は、合計特殊出生率が低く、そこに人口が集中していきまると、ますます人口減少が加速するといった側面もあり、地方を元気にして東京一極集中をなんとか是正したいというものであります。
- 二つ目は「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、三つ目は、「地域の特性に即した地域課題の解決」となっており、そして、なんとと言っても国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要であるとされております。
- 目指すべき将来の方向として、一つは、「若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する」ということで、欧米の先進国でも出生率は1.8程度であるとされており、若い世代の希望の実現に取り組み、なんとか人口減少に歯止めをかけ、50年後には1億人程度は維持することを政策目標としております。

人口が維持されるための出生率が2.07と言われており、これを目指す必要がございますが、簡単なことではございません。女性の7割が3人以上の子どもを生んでやっと達成できる水準であるといわれており、非常に高いハードルとなっております。日本の社会が根本的に変わっていく必要があると考えているところです。

生産性の向上や経済成長率についても触れられておりまして、経済成長率を1.5パーセントから2パーセント程度を維持するということが示されております。GDPが1.5%伸びますと、GDP全体は45年で概ね約2倍になります。また、2パーセント伸びますと、約2.5倍となります。

#### (国と地方における人口ビジョン・総合戦略の構成 (イメージ))

- 10ページを御覧ください。「国と地方における人口ビジョン・総合戦略の構成 (イメージ)」でございます。国が昨年末に策定した「長期ビジョン」と「総合戦略」を受けまして、都道府県と市町村は「地方版総合戦略」を平成27年度中に策定することが国から求められております。

#### (地域住民生活等緊急支援のための交付金の概要)

- 次に、国の財政措置について御説明いたします。12ページを御覧ください。2月3日に成立いたしました平成26年度の国の補正予算で措置された「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の概要でございます。これには景気対策としての「地域消費喚起・生活支援型」と「地方創生先行型」の2つのタイプがございますが、今日は「地方創生先行型」について御説明いたします。

下段を御覧ください。この交付金の目的といたしましては、地方公共団体による地方版総合戦略の早期かつ有効な策定と、これに関する優良施策等の実施に対し国が支援するとされており、対象事業としては、地方版総合戦略の策定経費や、地方版総合戦略における「しごとづくり」やUIJターン助成などの事業に充てることができるとされております。

## 【資料2-2 宮城県の人口動態】

### (宮城県の人口推移)

- 2ページを御覧ください。グラフは、大正9年の国勢調査開始から5年ごとの国勢調査年ごとに宮城県の人口推移を棒グラフで表し、配色の違いは「年少人口」、「生産年齢人口」、「老年人口」の3区分の内訳を、折れ線グラフはそれぞれの割合を表しております。

御覧のとおり、本県の人口は、国勢調査開始以降増加を続けてきておりましたが、平成15年推計人口の約237万人をピークに減少に転じており、直近の平成22年の調査における本県人口は234万8,165人となっております。

生産年齢人口は、2000年(平成12年)で160万人と、一貫して増加してきましたが、前回の国勢調査では150万人と減少に転じました。また、生産年齢人口割合も、1970年代から1990年代までは、68パーセント代と横ばいで推移してきましたが、2000年代に入り減少に転じました。

年少人口割合が戦後一貫して減少傾向にありながら、近年まで生産年齢人口割合が維持できましたのは、団塊の世代、団塊ジュニアの人口の塊と、社会増に支えられてきた面があったものと推測され、減少に転じたのは、2000年(平成12年)から2011年(平成23年)まで、高齢化の進展や社会減となったことなどが原因とみております。

- 3ページを御覧ください。こちらは平成2年から平成22年までについては、「国勢調査」による実数ですが、直近まで把握するため平成23年以降については、「宮城県推計人口」により人口推移を表した図でございます。

仙台圏とそれ以外を比較しますと、仙台圏域については、一貫して人口は増加の傾向にあり、東日本大震災の発生後も増え続けておりますが、仙台圏域以外の人口は減少傾向にあり、25年間で14万6千人の減少となっております。

- 4ページを御覧ください。こちらは、東日本大震災による沿岸被災市町の人口減少の状況を表した表でございます。

御覧のとおり、東日本大震災発生後、多くの被災市町では、人口の減少が大幅に進んでおり、特に、女川町ではマイナス31.06%、南三陸町や山元町でも20%を超える人口減となっている状況でございます。

- 5ページを御覧ください。こちらは平成22年の国勢調査の時の本県の人口ピラミッドでございます。御覧のとおり、当時60歳代前半の「団塊世代」、30歳代後半の「団塊ジュニア」の近辺に大きな山がありますが、「団塊ジュニア」より若い世代は、極端に少ない人口構成となっております。

### (宮城県の自然増減)

- 次に「宮城県の自然増減」について、御説明いたします。7ページを御覧ください。

こちらは、昭和51年以降、毎年12月末現在の「宮城県住民基本台帳」から、宮城県の自然増減を表した図でございます。

御覧のとおり、本県人口の自然増減は、出生数の減少、死亡数の増加により、平成17年

に自然減に転じており、以降は減少幅が拡大傾向となっております。

- 8ページと9ページは、住民基本台帳を基にした7つの圏域別の自然増減（棒グラフ）について表した図でございます。

いずれの圏域も近年は自然減の状態となっておりますが、仙台圏域につきましては、東日本大震災の発生年である平成23年を除いて、自然増の状態となっております。

- 10ページを御覧ください。こちらは、厚生労働省の「人口動態統計」から本県の合計特殊出生率と出生数を表した図で、折れ線の三角は合計特殊出生率の全国平均を表したものでございます。

御覧のとおり、本県の合計特殊出生率は昭和30年以降、低下を続けており、平成22年は1.30で、全国平均の1.39を下回る水準となっております。

また、出生数も低下を続けており、平成22年は、1万9,126人と、昭和30年の半数まで落ち込んでいる状況となっております。

- 11ページを御覧ください。こちらは、国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県、性別初婚年齢」から本県と全国の男女別平均初婚年齢を表した図でございます。

御覧のとおり、本県の男女別の平均初婚年齢は、男女とも、全国の傾向と同様に高年齢化しております。

特に、女性の初婚年齢は昭和55年以降、急速に高年齢化が進んでおり、晩婚化の傾向が顕著な状況となっております。

- 12ページを御覧ください。こちらは、世間で、いわゆる結婚適齢期と言われている、男性30～34歳、女性25～29歳の未婚者の割合を国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県別男性30～34歳、女性25～29歳未婚者割合」から表した図でございます。

御覧のとおり、平成22年においては、本県の30～34歳の男性の約45%、25～29歳の女性の約6割が未婚であるという結果となっております。

- 13ページと14ページはそれぞれ本県の20～39歳の女性人口のこれまでの推移と将来推計を表した図でございます。

まず、13ページはこれまでの推移でございますが、本県の20～39歳の女性人口は、近年緩やかに減少が続いており、平成22年に30万人を割り込み、約29万6千人という状況となっております。

続いて、14ページ、今後の推計でございますが、20～39歳の女性は今後大幅に減少し、平成52年には20万人を割り込み、約18万3千人程度になるだろうと見込まれております。

なお、2040年（平成52年）時点の20歳から39歳の女性の推計人口が、2010年（平成22年）国勢調査人口に比べ50%以上減少する市町でございますが、「平成26年度地方創生調査特別委員会資料」の6ページのとおり、塩竈市、気仙沼市、角田市、村田町、山元町、松島町、大郷町、女川町、南三陸町の9市町となっております。

#### （宮城県の社会増減）

- 次に「宮城県の社会増減」について、御説明いたします。16ページを御覧ください。こちらは、昭和51年以降、毎年12月末現在の「宮城県住民基本台帳」から、宮城県の社会



増減（棒グラフ）を表した図でございます。

御覧のとおり、昭和50年代以降、概ね転入超過の傾向が続いておりましたが、平成12年以降は転出超過に転じております。

なお、東日本大震災の発生後、平成24年及び25年は復興需要の影響もあり、宮城県全体としては、転入超過の状態となっております。

- 17ページと18ページは、住民基本台帳を基にした7つの圏域別の社会増減について表した図でございます。

仙台圏域を除いて、いずれの圏域（仙南・大崎・登米）も社会減の状態が定常化している状況となっております。

なお、内陸部の圏域については、東日本大震災の発生年である平成23年は沿岸被災地からの一時避難等により、一時的に社会増の状態となっておりますが、翌年以降は、再び社会減の状態となっております。

- 19ページを御覧ください。こちらは、平成22年以降、近年の年齢階級別の人口移動の状況を表した図でございます。

御覧のとおり、近年、20歳～29歳の転出超過が突出しておりますが、これは、就職等のために、県外へ転出する者が多いことが背景にあるものと推測されます。

なお、東日本大震災発生の翌年の平成24年以降は、25歳～29歳が転入超過となり、20歳～24歳の転出超過の割合も減るなど、復興需要の影響が大きく現われているものと推測されます。

- 20ページと21ページは、国勢調査から男女別年齢階級別の人口移動の推移を表した図でございます。

まず男性でございます。20ページを御覧ください。本県の男性は、10～14歳の方が15～19歳になるときに転入超過となっております、15～19歳の方が20～24歳になるとき、また、20～24歳の方が25～29歳になるときに大幅な転出超過となっております。

これは、大学等への入学の時に本県に転入し、卒業後、就職等のため、県外へ転出される方が多い傾向があり、それが長期に渡り続いているのではないかと推測されるということでございます。

- 21ページは女性でございますが、女性についても男性と同じような傾向があり、近年は、若年女性の転出幅が大きくなってきているという状況となっております。

- 22ページを御覧ください。こちらは、住民基本台帳を基に全国の地域ブロック別の人口移動の状況を表した図でございます。

宮城県の場合、東京圏への転出の割合が高く、東北他県からの転入の割合が高い状況となっております。

こうした状況を、年齢別の人口移動の状況と併せてみますと、若年層の転出超過は東京圏への就職等によるものが多数を占めるのではないかと推測される状況となっております。

- 23ページを御覧ください。こちらは、さらに都道府県ごとに人口移動の状況を表した表でございます。

御覧のとおり、地域ブロック別に見た表と重なる結果となりますが、平成22年の神奈川県の部分をご覧いただくと、転出幅が大きく減っております。これはセントラル自動車、現在のトヨタ自動車東日本の本県への本社移転の年でございます。

また、平成23年の山梨県でございますが、これは東京エレクトロン宮城の本社竣工の年ということで、企業誘致が社会増減に大きな影響を与えているということが言えるのではないかと考えてございます。

- 24ページを御覧ください。こちらはブロック別の転入出の状況を表した表でございます。御覧のとおり、東北地方は平成15年以降、転出超過においてワーストの結果が続いているという状況でございます。

- 25ページを御覧ください。こちらは、過去30年間の本県の社会増減数に対し、全国と本県の有効求人倍率の差の関連性を表した図でございます。

御覧のとおり、ある程度、本県の有効求人倍率が全国よりも良いとき（棒グラフがプラスの時）には社会増となる傾向が表れており、逆に、悪いときには社会減となる傾向が現われておりますので、雇用の質と量がある程度社会増減に影響を与えているのではないかと推測されるということでございます。

(宮城県の将来推計人口)

- 次に「宮城県の将来推計人口」について、御説明いたします。27ページを御覧ください。こちらは、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」の平成25年3月推計の結果を表した図でございます。

推計によれば、平成52年（2040年）時点の本県人口は、平成22年から約16%減少し、197万3千人になると見込まれております。

15歳から64歳の生産年齢人口は平成52年時点で54%、14歳以下の年少人口は9.8%、と今後さらに減少する一方で、65歳以上の老年人口は増加を続け、平成52年時点の高齢化率は36.2%に達すると見込まれております。

- 28ページと29ページは、それぞれ本県の7つの圏域別の将来推計人口について表した図でございます。

御覧のとおり、全ての圏域で人口減となり、仙台圏域以外の圏域の人口減が大幅のものになるとの推計結果となっております。

- 30ページを御覧ください。こちらは国立社会保障・人口問題研究所が推計した推計人口について、市町村別に、2010年（平成22年）から2040年（平成52年）の人口増減率を表した図でございます。

御覧のとおり、名取市、利府町、富谷町を除き、今後大幅に人口が減少していくと見込まれており、8つの自治体で人口減少率が40%を超えるという推計結果となっております。

- 31ページを御覧ください。こちらは、都道府県別に生産年齢人口と老年人口の増減率を表した図でございます。

御覧のとおり、2040年までに全ての都道府県で、生産年齢人口は減ると見込まれております。

一方、ほとんどの都道府県で老年人口は増えていくと見込まれておりますが、秋田県や島

根県（縦軸：0%以下）などは老年人口も減り始めると見込まれております。

- 32ページを御覧ください。こちらは、県内市町村別に、生産年齢人口と老年人口の増減率を表した図でございます。

御覧のとおり、2040年までに、富谷町を除き、生産年齢人口が減ると見込まれております。

また、老年人口は、19市町村で増える一方、16市町で減少すると見込まれております。

### 【資料2-3 「(仮称)宮城県地方創生総合戦略」等について】

(国と地方における人口ビジョン・総合戦略の構成(イメージ))

- 8ページを御覧ください。先ほど申し上げました国、都道府県、市町村の総合戦略ですが、宮城県版については、「人口ビジョン」と「総合戦略」を一体として策定する予定としております。

(策定スケジュール)

- 9ページを御覧ください。

総合戦略の策定スケジュールですが、3月23日に第2回総合計画審議会を開きまして、骨子案に関する議論を行います。その後、検討を重ねまして、9月の宮城県議会に提出し、10月には決定する予定となっております。その間、他の意見聴取という欄を御覧いただければと思いますが、4月の段階でこちらの宮城県子ども・子育て会議で御説明いたしまして、いろいろと御意見をお伺いしたいと考えております。

6月には中間案についても同じように御説明しましていろいろと御意見をいただきたいと考えております。私ども総合計画審議会の方にはこちらから2名の委員にも御参加をいただいております。足立会長と佐々木委員にも御参加をいただいております。

特に、子育て関係につきましては、今回策定しております「みやぎ子ども・子育て幸福計画」これをベースに子育て関係については作成したいと考えておりまして、このような手段を講じまして、こちらの会議で御検討いただいた子育て施策を連動性をしっかり図ってまいりたいと考えております。今後も地方創生総合戦略の策定に当たりまして、いろいろと御説明させていただきたいと思っておりますので、御協力をお願いします。

- 総合戦略の策定スケジュールですが、一番上の段が総合戦略「策定の流れ」です。総合戦略の策定は今年の10月を目途としており、非常に短期間での策定となります。

流れを見ていきますと、まず、1月30日に知事から審議会に対して諮問しており、3月下旬までに骨子を確定し、5月下旬から6月上旬頃には中間案を取りまとめ、8月上旬には審議会から答申をいただきたいと思っております。その後、9月の県議会定例会に議案として提案し、議決後の10月下旬に決定し、公表できるように進めたいと考えております。

- 他の意見聴取の欄を御覧いただければと思いますが、今日の会議については記載はしておりませんでしたけれども、次回の総合計画審議会ですす県の総合戦略の骨子案について、4月以降、こちらの会議から特に国の総合戦略の政策の基本目標である「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」の分野を中心に御意見をうかがいたいと考えております。また、中間案、最終原案についても御意見をうかがいたいと考えているところですので、御協

力のほどよろしく願いいたします。

足立会長

- ただいま地方創生に関する説明がありましたが、4月に改めて説明していただき、委員の皆様には御意見や御質問等をしていただきたいと思います。
- 委員の皆様、貴重な御意見ありがとうございました。